

江戸川区は熟年相談室とともに

高齢者虐待防止に 取り組んでいます

高齢者の中には、つらくても声をあげられない人がいます。

介護をする家族の中には、一人で介護の負担を抱え込んでいる人がいます。

高齢者虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です。

つらい時、疲れてしまった時は一人で抱えずに相談してください。



江戸川区



ともに、生きる。

江戸川区

虐待とはこのような行為です

～具体的な例と気づきのサイン～

高齢者虐待には5つの種類があります

身体的虐待

暴行などで、身体に傷や痛みを負わせること。必要以上に動けなくすること。

【具体的な例】

- 叩く、殴る、蹴る、つねる。
- 柱や椅子、ベッドなどに縛りつける。
- 部屋に閉じ込める。
- 無理やり食べさせる。

【主なサイン】

- 身体に傷やあざ、火傷のあとがしばしばある。
- 急におびえたり、怖がったりする。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどしない等によって、生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

【具体的な例】

- 食事や水分を十分に与えない。
- 不潔な住環境で生活させる。
- 必要な受診をさせない、介護・福祉サービスを受けさせない。

【主なサイン】

- 身体からの異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い。
- 過度に空腹を訴える、栄養状態が悪い。
- 病気やけがをしても家族が受診をさせない。

心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的な苦痛を与えること。

【具体的な例】

- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- わざと無視する



【主なサイン】

- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる。
- かきむしり、かみつき、ゆすりなどが見られる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。顔の表情がなくなる。

経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金などを使うこと。また、金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- 年金や賃金を渡さない。
- 勝手に財産や預貯金を処分、運用する。
- 日常生活に必要な金銭を渡さない。使わせない。

【主なサイン】

- 自由に使えるお金がないと訴える。
- 介護・福祉サービスの利用料や生活費の支払いができていない。
- 通帳を取られたと訴える。

性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。

【具体的な例】

- キス、性器への接触、性交を強要する。
- 裸にする。
- わいせつな話をする。映像を見せる。

【主なサイン】

- 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- 人に相談するのをためらう。
- ひと目を避け、一人で過ごす時間が増える。



虐待と気づかないケースもあります！
右ページを確認してみよう！

気づかずに『虐待』をしていることも



お金がかかるので、
病院を受診させていない。
介護サービスを利用させていない。

認知症で
徘徊するため
部屋から
出さないように
している。



人前で
着替えさせたり、
オムツを
替えたりする。

虐待をしている家族には、「虐待している」という自覚がない場合が多く、高齢者のためにと
思ってやっていることが、虐待につながることもあります。また本人自身も虐待を自覚していない場合があります。当事者の自覚の有無に関わらず、高齢者への不適切な対応は『虐待』です。

家族が年金や
預金通帳を管理し、
本人に無断で
お金を使う。

介護者の都合で
本人が脱ぎ着しにくい
上下がつながっている
洋服を着せる。

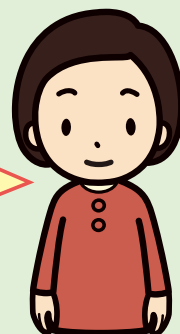
夜
おもらしを
しないように、
水を与えない。

専門知識に
もとづかない
リハビリを
させている。

何回も
おなじことを
聞くので、無視を
したり、大声を
出してしまう。



身体はもちろん
心を傷つけること、世話を
しないことも虐待です。
チェックシートを活用し
現在の状況を確認して
みましょう。



高齢者虐待防止に関する法律

平成17年11月、高齢者の虐待防止や養護者に対する支援などを定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。平成18年4月から施行されており、主な内容は下記のとおりです。

① 高齢者虐待の定義

「高齢者」を65歳以上の者と定義しています。

② 通報義務

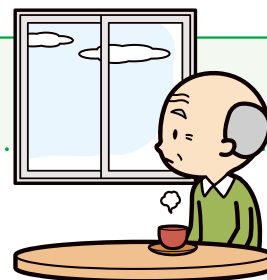
虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市区町村に通報することを義務づけています。

③ 通報等を受けた場合の対応

通報等を受けた市区町村長は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合には、職員等を高齢者の自宅等に立ち入らせ、必要な調査又は質問をさせることができます。また、虐待を受けている高齢者を一時的に保護するための措置などを講ずることとしています。

④ 養護者に対する支援

市区町村長は養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談・指導及び助言を行うこととしています。また、緊急の必要がある場合は、高齢者を緊急入所させるために必要となる居室を確保するための措置を講ずることとしています。



熟年相談室の役割

熟年相談室（地域包括支援センター）は、熟年者の方の暮らしを地域で支えるための総合相談窓口です。

江戸川区から委託を受け、高齢者虐待の防止や早期発見、養護者の支援を行っています。主な内容は下記のとおりです。

- 相談・指導及び助言
- 通報又は届出の受理
- 高齢者の安全の確認、通報又は届出に係る事実確認のための措置
- 養護者の負担軽減のための措置

高齢者を支えるみなさまへ

① 相談しましょう

介護の悩みや思いをひとりで抱え込まず、周囲に相談してみましょう。熟年相談室の職員は、いろいろなノウハウを持っているので、相談していただければ一緒に考えます。

② 自分をいたわる心を忘れずに

- 完璧な介護を求めないようにしましょう。
- 気分転換をしましょう。

- ひどく考えていると、悩みごとなどが頭から離れず、ストレスが大きくなることもあります。地域の活動に参加したり、家族や友達と世間話をする事で良い気分転換になります。
- 自分のための時間を作り、趣味の活動をしたり、好きなことをして気分転換をしましょう。

③ 介護サービスを活用しましょう

デイサービスやショートステイなどの介護サービスを利用することで、介護者の暮らしを守るためにサービスを上手に使ってください。

介護サービスの利用やその他様々なサービスの利用については、熟年相談室や区役所に相談してください。

虐待予防・発見のためのチェックシート

あてはまるものがあれば□にチェックしてください。

「身体的虐待」

- ☐ 傷やあざの有無 ……………頭部の傷、顔や腕の腫脹。頻繁なあざなど。
- ☐ 傷やあざの説明 ……………つじつまが合わない。説明できない・しない、隠す。
- ☐ 行為の自由度 ……………外出させない、家族以外の人と自由な会話の制限。
- ☐ 態度や表情 ……………怯えた表情、急に不安がる、家族のいる場面といない場面で態度が異なる。
- ☐ 話の内容 ……………「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」など。
- ☐ 支援のためらい ……………関係者に話すことを躊躇する。話す内容が変化する。新たなサービス導入の拒否。

「心理的虐待」

- ☐ 態度や表情 ……………無気力な表情、投げやりな態度、無表情、急な態度の変化。
- ☐ 話の内容 ……………話しながらない、自分を否定的に話す「死にたい」「怖い」「怒られる」などの発言。
- ☐ 適切な睡眠 ……………不眠の訴え、不規則な睡眠。
- ☐ 高齢者に対する態度 ……冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的な態度。
- ☐ 高齢者への話の内容 ……「早く死んでしまえ」などの否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない。

「介護や世話の放棄・放任」

- ☐ 住環境の適切さ ……………異臭がする、極度に乱雑になっている、不適切な冷暖房利用。
- ☐ 衣服・寝具の清潔さ ……着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツなど。
- ☐ 身体の清潔さ ……………身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪。
- ☐ 適切な医療 ……………家族が受診を拒否する、受診を勧めても行った気配がない。
- ☐ 適切な介護等サービス ……必要な介護サービスを利用しない、勧めても無視あるいは拒否する。
- ☐ 関係者に対する態度 ……援助の専門家と会うのを避ける、話しながらない、拒否的な態度、専門家に責任転嫁など。
- ☐ 体重の減少 ……………急な体重減少、やせすぎ、拒食や過食など。

「経済的虐待」

- ☐ 訴え ……………「お金を取られた」「年金が入ってこない」などの発言。
- ☐ 生活状況 ……………資産と日常生活の大きな格差、食べるものにも困っている、年金通帳・預金通帳がないなど。
- ☐ 支援のためらい ……………介護サービスの利用負担が突然払えなくなる、サービスの利用をためらう等。
- ☐ 本人許可のない金銭利用 ……本人に許可なく本人の通帳を管理する、金銭を行使する。

「性的虐待」

- ☐ 出血や傷の有無 ……………生殖器などの傷や出血、かゆみの訴え。
- ☐ 態度や表情 ……………おびえた表情をする、怖がる、人目を避けたがる。
- ☐ 支援のためらい ……………関係者に話すことをためらう、援助を受けたがらない。

上記のような状態・兆候がある場合には地域の熟年相談室に通報してください。

『認知症を患っている方への対応心得』



1. 驚かせない
2. 急がせない
3. 自尊心を傷つけない

「認知症の本人には自覚がない」は大きな間違い。

認知症の症状には、本人が最初に気づくことが多いようです。

認知症の人は何もわからないのではなく、誰よりも一番

ご相談は
無料です

お近くの熟年相談室にお気軽にご相談ください

月曜日～土曜日 午前9時～午後6時 ※定休日：日曜日、祝日、年末年始

プライバシーは厳守します。

名称	電話	所在地	FAX
☐ ① 中央 熟年相談室 江戸川区医師会	5607-5591	中央4-24-14	5607-5593
☐ ② 一之江 熟年相談室 清心苑	5879-5613	一之江4-6-21	3653-7002
☐ ③ 西一之江(分室) 熟年相談室 清心苑	3655-6117	西一之江4-9-24	3654-7323
☐ ④ 松江 熟年相談室 清心苑	5879-2185	松江2-17-12	5879-2186
☐ ⑤ 本一色 熟年相談室 アゼリー江戸川	5607-7600	本一色2-13-25	5607-7430
☐ ⑥ 大杉(分室) 熟年相談室 アゼリー江戸川	5607-6569	大杉2-10-16 (アゼリー・アネックス内)	5607-3870
☐ ⑦ 平井小松川 熟年相談室	5627-1190	小松川3-73	5627-1191
☐ ⑧ 平井 熟年相談室 ウエル江戸川	3618-0324	平井7-13-32	3618-0294
☐ ⑨ 西瑞江 熟年相談室 江戸川区医師会一之江	5667-7676	西瑞江5-1-6	5667-7675
☐ ⑩ 北葛西 熟年相談室 暖心苑	3877-0181	北葛西4-3-16	3877-0188
☐ ⑪ 船堀 熟年相談室	5878-1521	船堀2-15-17	5878-1524
☐ ⑫ 西葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	3675-1236	西葛西8-1-1	3675-1203
☐ ⑬ 東葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	3877-8690	東葛西7-12-6	3877-8693
☐ ⑭ 南葛西 熟年相談室 みどりの郷福楽園	5659-5353	南葛西4-21-3	6808-3848
☐ ⑮ 臨海町(分室) 熟年相談室 みどりの郷福楽園	5659-4122	臨海町1-4-4	5659-4132
☐ ⑯ 東小岩 熟年相談室 泰山	5889-1165	東小岩6-8-16	5889-1160
☐ ⑰ 北小岩(分室) 熟年相談室 泰山	5622-1165	北小岩5-34-10	5622-1673
☐ ⑱ 南小岩 熟年相談室 小岩ホーム	5694-0111	南小岩6-28-12	6458-0160
☐ ⑲ 南小岩(分室) 熟年相談室 小岩ホーム	5694-0101	南小岩5-11-10	5694-0104
☐ ⑳ 北小岩 熟年相談室 江戸川光照苑	5612-7193	北小岩5-7-2	5612-7194
☐ ㉑ 西小岩(分室) 熟年相談室 江戸川光照苑	6657-9186	西小岩3-21-24	6657-9187
☐ ㉒ 瑞江 熟年相談室 瑞江ホーム	3679-4102	瑞江1-3-13	6638-7393
☐ ㉓ 東瑞江(分室) 熟年相談室 瑞江ホーム	3678-3765	東瑞江1-18-5	3678-3730
☐ ㉔ 江戸川 熟年相談室 江東園	3677-4631	江戸川1-11-3	3677-4692
☐ ㉕ 西篠崎 熟年相談室 きく	5666-8477	西篠崎1-6-7	5666-8478
☐ ㉖ 鹿骨(分室) 熟年相談室 きく	3677-3141	鹿骨3-16-6	3677-3081
☐ ㉗ 篠崎 熟年相談室 きく	5664-3080	上篠崎4-19-18	3676-8686

熟年相談室は江戸川区から委託を受けた機関です

24時間介護電話相談

～日曜、休日、夜間のご相談は～

西葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑 3675-7676

東小岩 熟年相談室 泰山 5622-0556

認知症ホットライン

～物忘れなどで、不安や困りごとがある方は～

専用電話 3652-2300

月曜日～土曜日 午前9時～午後6時【定休日：日曜日・祝日・年末年始】

